回覧

夏の交通事故防止運動

期 間　7月11日(木)から20日(土)までの10日間

スローガン「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」

あおり運転は犯罪です！

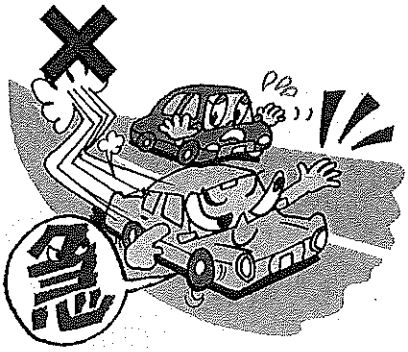

ほかの車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為をして、ほかの車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転をした運転者には妨害運転罪として、

- **3年以下の懲役または50万円以下の罰金！**
- **運転免許取り消し、取り消し後2年間は再取得禁止！**

「あおり運転」の一例
対向車線からの接近や逆走、不要な急ブレーキ、
急な進路変更や蛇行運転、不必要な反復したクラクション など
全部で10項目があげられます。また、自転車による行為も該当します。

もし、「あおり運転」行為を受けた場合は？

◆近くの安全な場所に避難 ◆車から出ないで、110番通報
◆相手の車のナンバーなどを記録
(ドライブレコーダーを搭載するのも有効です！)

あおり運転の被害に遭わないためには？

◆安全な速度で走行 ◆車間距離を保つ ◆急な割込みはしない
◆不要な急ブレーキをかけない、かけさせない
◆前照灯を周囲の状況に応じて正しく使用する　など

妨害運転を誘発しない、「思いやり・ゆずり合い」運転を！

裏面もあります→

回覧															

夏の交通事故防止運動の詳しい取り組み方につきましては、藤沢市のHPで閲覧できます。
http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/bosai/anzen/kotsuanzen/undo.html

藤沢市交通安全対策協議会